

別紙 2

○著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業実施要綱（平成 7 年 6 月 1 日付け保発第 55 号）

改正後（新）	改正前（旧）
著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業実施要綱 5 交付金 中央会は、法第 4 5 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書に係る診療報酬明細書のうち 1 件当たりの決定金額が交付基準を超える超高額医療費について連合会から請求があったときは、交付対象額について、交付金を交付すること。 （1）（略） （2）交付基準額及び交付対象額 交付基準額は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額又は入院時食事療養費若しくは特定療養費の支給についての療養につき算定した費用の額 1 件当たり 4 2 0 万円（（1）のイによって過誤調整を行ったことにより 4 2 0 万円未満の額となった場合には、当該額）とし、これらの額のうち 2 0 0 万円を超える部分の額（以下「<u>交付対象医療費</u>」という。）に 1 0 分の 2 を乗じて得た額を交付対象額とすること。 （3）～（5）（略） 9 その他 （1）～（4）（略） （5）中央会は、各年度につき、各市町村の当該年度の前年度（平成 2 8 年度にあつては、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度）の交付対象医療費並びに各都道府県内のすべての市町村の当該年度の前年度（平成 2 8 年度にあつては、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度）の交付対象医療費の合算額を、当該年度の 9 月 2 0 日までに当該市町村の属する連合会に通知すること。 （6）連合会は、（5）により中央会から通知された交付対象医療費を、当該年度の 1 0 月 1 日までに当該市町村の属する都	著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業実施要綱 5 交付金 中央会は、法第 4 5 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書に係る診療報酬明細書のうち 1 件当たりの決定金額が交付基準を超える超高額医療費について連合会から請求があったときは、交付対象額について、交付金を交付すること。 （1）（略） （2）交付基準額及び交付対象額 交付基準額は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額又は入院時食事療養費若しくは特定療養費の支給についての療養につき算定した費用の額 1 件当たり 4 2 0 万円（（1）のイによって過誤調整を行ったことにより 4 2 0 万円未満の額となった場合には、当該額）とし、これらの額のうち 2 0 0 万円を超える部分の額に 1 0 分の 2 を乗じて得た額を交付対象額とすること。 （3）～（5）（略） 9 その他 （1）～（4）（略） （新設） （新設）

道府県に通知すること。